

第30回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月12日(金) 午後1時50分から午後2時47分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(12人)

会 長	14番	前 川 正 人			
委 員	1番	丹 野 義 基	2番	佐 畑 幸 一	
	3番	伊 東 登	5番	唯 野 哲 夫	
	6番	坂 本 雄 司	7番	後 藤 義 昭	
	9番	小 島 良 金	10番	佐 藤 雄 一	
	11番	武 島 竜 太	12番	中和田 吉 彦	
	13番	目 黒 正 一			

4. 欠席した農業委員(1人)

8番 三 國 実 加

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志 賀 謙 寿
事務局次長兼農業振興係長	陶 裕 人
農地係長	橋 本 庸 介
事務局主査	大河原 康 平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の現状に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(6) 農地使用賃借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和5年度第7号農用地利用集積計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第30回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第30回相馬市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席の届出は8番三國実加委員です。日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般についてご報告申し上げます。お手元の資料諸般の報告をご覧ください。11月10日（金）総会後に「だより編集委員会」を開催し相馬市農業委員会だより第69号の内容について、協議を行いました。

11月15日（水）新田・程田地区の座談会を実施いたしました。

11月17日（金）前川会長、目黒会長職務代理者、佐藤振興委員長、丹野振興副委員長で市長室を訪問し、立谷市長へ農地利用最適化推進施策に関する意見書の提出を行いました。

11月22日（水）大曲地区の座談会を実施いたしました。

11月29日（水）第30回総会に係る議案を配布させていただきました。また、同日、岩子地区の座談会を実施いたしました。

11月30日（木）前川会長が東京都文京シビックホールで開催された全国農業委員会会長代表者集会に参加、集会に先立ち、本県選出国會議員への要請集会にも参加しております。

12月5日（火）及び12月6日（水）、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。

12月6日（水）柏崎地区の座談会を実施いたしました。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。10番佐藤雄一委員、11番武島竜太委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。次に日程第４、議事に入ります。報告第１号専決処分について、を議題といたします。(１)農地の現状に関する照会について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第１号専決処分について、(１)農地の現況に関する照会について、事務局よりご報告いたします。令和５年１１月７日付けで、相馬市長から農業委員会会長に対し、農地の現況に関する照会があったものです。番号１、所有者の住所・氏名、土地の所在、地目、面積については、議案書に記載のとおりです。

 去る１１月９日に地区担当委員である２番佐畑 幸一 委員、農地利用最適化推進委員佐藤辰雄委員と共に、現地調査を行い、照会事項についての確認を行いました。土地の現況については、いずれも「農地」と判断しました。また、過去、農地転用許可を受けていない土地であることを確認しました。よって原状回復命令見込みの有無は「非該当」となります。賃借権等の設定はされていません。続いて、照会事項の買受適格証明書の要否についてですが、買受適格証明書とは、こういったものかをご説明いたします。買受適格証明書とは、市税の滞納により差し押さえられた農地が競売にかけられ、入札に参加する者が、農地を取得するための資格を有するかを確認するために必要な農業委員会が交付する証明書となっています。競売にかけられた農地についても、通常の農地の売買同様、農業委員会の許可が必要となり、買受適格証明申請があった際は、農地法第３条の規定に基づき、総会にて審査を行うこととなり、許可要件を満たしていれば、証明書の交付となります。以上が、買受適格証明書の概要になります。議案書に戻りまして、買受適格証明書の要否については「要」と判断し、１１月１３日付けで、相馬市長へ報告したところであります。

 なお、今回の照会に係る回答期限が１１月１５日となっていたため、今回専決処分で対応したところ です。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

議 長 次に、報告第2号報告事項について、を議題といたします。
(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について(6) 農地使用賃借合意解約届出について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。
(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理しました。こちらは通常、農地に建物を建築する場合には、農業委員会からの農地転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、農業委員会の転用申請を要せず、届出のみで農業用施設の建設が可能となるものです。今回届出がありました1番案件について、既に農業用機械を保管するための倉庫が造成済となっています。今回、議案第3号2番案件の申請にあたり、審査を行う中で、届出が提出されないまま、農業用施設が造成されていたことが判明したため、転用申請と併せて、農業委員会に本届出の提出を求めたものとなっています。去る12月6日に1番委員、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員と共に現地調査を実施し、届出の内容のとおり、農業用施設が建設されていることを確認しました。
(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。去る12月6日に1番委員、2番委員、3番委員とともに現地調査を実施いたしました。番号1番について、転用目的が太陽光発電設備で、工事の進捗率が30%となっており、土地の造成まで完了している状況でした。今後は本体工事が行われる予定となっており、令和6年9月30日に工事完了見込みであるとのことです。
(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は1件の報

告を受理いたしました。去る１２月５日に１１番委員、１２番委員、１３番委員とともに、現地調査を実施しました。番号１番については、現地調査の結果、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。（４）農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、今月は５件の届出を受理いたしました。今回の届出については、相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望等はございませんでした。（５）農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、今月は２件の通知がございました。解約の理由ですが、番号１番については、耕作者より今後は相対契約にて賃借契約を行いたい旨の要望があったため、合意解約となりました。番号２番については、現在の賃借人が離農するため、合意解約後の耕作者について、議案第６号令和５年度第７号利用集積計画について、番号８番にて、新たな耕作者への賃借権の設定がなされるものとなっております。（６）農地使用貸借合意解約届出について、今月は１件の届出がございました。こちらは親子間における使用貸借権の解約となります。解約の理由は、耕作者の変更となっております。議案第６号利用集積計画について、番号２０番にて、新たな耕作者への賃借権の設定がなされるものとなっております。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告とおり承認されました。次に議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号１０番について担当委員挙手願います。１０番佐藤雄一委員をお願いします。

１０番 議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、１番案件について報告いたします。申請人や申請地等につきましては議案書記載のとおりです。去る１２月１日に地区担当の推進員と共に被設定人の自宅を訪問し聞き取り調査を行っております。そして、１２月６日には１番委員、２番委員、３番委員、地区担当の

推進委員、事務局 2 名と共に申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを聞き取り調査により確認いたしました。よって許可基準第 1 号全部効率利用条件、許可基準第 4 号農作業従事要件については要件を満たしております。次に許可基準第 2 号農地所有適格法人要件、許可基準第 3 号信託契約の有無について、譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第 5 号譲受人の転貸・質入れの事実はないため、問題ありません。最後に許可基準第 6 号地域調和要件であります、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議 長 次に事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、本申請に至った経過を説明致します。今回、議案第 2 号農地法第 4 条申請、5 番案件にて、今回の農地法第 3 条申請の譲渡人である●さんが、宅地への進入路拡幅用地へ農地転用を行い、議案第 3 号農地法第 5 条申請、3 番案件にて、農地法 3 条申請の譲受人である●●●●●さんの●●●●●である●●さんが農地転用を行うこととなり、これら転用行為によって残った農地部分を、●●●●●さんが今後耕作・管理を行うことを目的として、農地を取得するため、今回、農地法第 3 条の申請がなされたものです。譲渡人の●さんとしても、相馬には住んでおらず、農地の保全管理は難しく、農地として利用していける能力を備えた、●●●●●さんが今後転用行為で残った農地を、責任をもって管理していくということで、確認をとっているものです。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1 番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。議案第 3 号 1 番案件で転用にかかる事前相談があったものです。申請人の亡き父が建築年月日は不詳であります。倉庫を建築し、倉庫が崩れないよう石積を設置し、また、雨水を流すための側溝も設置し使用していました。去る 7 月 3 日に 10 番佐藤委員と農地利用最適化推進委員の桑折委員と事務局で現場確認をしたところ、石積と側溝の一部が農地にあることが判明し、顛末書をつけて申請があったものです。工事期間は、許可の日から 2 ヶ月を予定しております。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、②資金計画は、転用に係る経費は、石積、側溝がすでに設置されていること、また、許認可手続き費用は、代理人が無償で行うことから、発生はしません。代理人が無償で手続きを行う理由は、代理人が当初、地籍更生と議案第 3 号 1 番の転用申請手続きの見積を出していましたが、この案件の転用に関しては予定外の追加費用となったことから、代理人の負担で転用手続きを行うことになったためです。③転用行為の妨げとなる権利は、申請地①に抵当権があり、抵当権者の同意を得ております。⑥併用地の有無は、申請

人所有の山林があります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に2番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地に転用後の用途として進入路、法面、道路後退用地を上げておりますが、道路後退用地については市道が狭かったため、すでにアスファルト舗装をしており無断転用していたことが判明し、顛末書をつけ申請しています。なお、申請地に隣接する和田字坂下●●●番●に既存の進入路がございますが、勾配が急で、入口が狭く車の出入りに支障があり、新しい進入路を設置するものです。転用許可後、既存の進入路は取り壊し、農地にする予定であります。工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については申請人所有の宅地があります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に3番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地に転用後の用途としてカーポート駐車場と砂利敷きの駐車場用地を上げておりますが、申請人及びその家族は自動車7台を所有しており、令和4年3月の地震で併用地の敷地内に駐車していたところ、母屋と倉庫から瓦が落下し、被害を受け、余震があり混乱していたことで、早めに乗用車用のカーポートを建設したいと考え、先行して工事しておりました。余震もおさまり落ち着いたところで、軽自動車及び軽トラック用の砂利敷き駐車場を設けようと考え、農業委員会に相談にきたところ、カーポートの部分が無断転用していたことが判明し、顛末書をつけて申請をしております。工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、⑥併用地の有無について、申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に4番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。申請人は、併用地に住宅を建て、申請地に昭和61年頃、台所及びトイレを増築しました。令和4年3月の地震で母屋が壊れ継続して住めない状態になり、議案3号3番の案件で隣接する蒲庭字滝ノ沢●●●番●の農地に新築を予定し、農業委員会で農地転用の相談し確認したところ、申請地が許可のないまま転用していたことが判明し、顛末書をつけて申請をしたものです。工事期間は、許可の日から1ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業

の 確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については申請人所有の宅地があります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に5番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。申請人は、申請地と併用地については、亡くなった父から相続しており、進入路が3メートルほどしかなく狭いため、4メートル程度に拡幅するものであります。工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については申請人所有の宅地及び雑種地があります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は以上です。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告をお願いします。番号1番及び番号2番について、担当委員挙手願います。11番武島竜太委員お願いします。

11番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について1番及び2番案件について、去る12月5日に12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いました。調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

1番案件について、申請人、申請地、転用後の用途については議案書記載のとおりです。許可基準第1号、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地であります。この案件は既存する建物の保護等を目的とした申請でありますので既存施設拡張事業に該当する案件です。よって立地基準は満たしていると判断いたしました。許可基準第2号は該当いたしません。続いて、許可基準第4号は議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。次に2番案件について申請人、申請地は議案書記載のとおりです。既存の進入路では、狭くなってきたために、新たな進入路を建設する申請です。許可基準第1号について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地であります。この案件では進入路の面積を拡張する申請でありますので、既存施設拡張事業に該当します。よって立地基準を満たしていると判断いたしました。許可

基準第2号は、該当いたしません。続いて、許可基準第4号は法面に張芝を張るなど議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて、番号3番及び4番について、担当委員挙手願います。1番丹野義基委員お願いします。

1 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について3番案件と4番案件について報告いたします。去る12月6日に2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して結果を報告いたします。

3番案件について申請人、申請地については、議案書記載のとおりです。許可基準第1号立地基準については、申請地の周囲は概ね10ヘクタール未満の小規模な農地であるその他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。続きまして許可基準第2号は代替地の検討もありましたが、駐車場用地への転用目的のため、他の場所での事業は困難と判断しました。以上のことから立地基準は満たしていると判断いたしました。続いて、許可基準第4号は議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

4番案件について報告いたします。申請人、申請地は議案書記載のとおりです。転用後の用途は農家住宅用地となっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるので第1種農地であります。しかし、この案件は農家住宅用地としての申請であり、許可の例外事業の既存施設拡張事業に該当します。許可基準第2号は第2種農地でないため該当いたしません。既存施設を拡張することが目的なので、代替地の検討は特に必要ありません。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いた

しました。報告は以上です。

議 長 続いて、番号5番について、担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員お願いします。

2 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について5番案件について、報告いたします。去る12月6日に1番委員、3番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して結果を報告いたします。許可基準第1号立地基準について、申請地は第1種農地であります。しかし、この案件につきましては不許可の例外事業である既存施設拡張事業に該当する転用計画で許可基準第2号は非該当となります。以上の事から立地基準は満たしており、妥当と判断いたしました。許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関して許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

番号1番ですが、譲受人と譲渡人および申請地は、議案書に記載のとおりです。譲渡人が、息子が代表を務める会社に申請地及び併用地を貸借するものです。譲渡人が、転用許可を受けないまま事務所、焼却炉、休憩室、倉庫、駐車場、通路用地、資材置き場として使用してきました。これらの土地に抵当権を設定している金融機関から、農地のままの地目を変更するよう指導されたことと、申請地⑤にあるプレハブの休憩室を残しつつ、さらに新たに申請地①に従業員用の休憩室を建築することから、譲受人がこの機会に無断転用の内容を整理するため、顛末書をつけ申請したものです。工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（20年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利は、申請地①と申請地⑤に抵当権があり、抵当権者の同意を得ております。⑤行政庁の免許、許可等の処分は、併用地⑨と⑩が法定外水路にあり、法定外水路占用許可を確認しております。⑥併用地の有無は、譲渡人の宅地、雑種地、山林、相馬市所有の水路がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に2番ですが、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。譲渡人と譲受人の関係は、親子になります。この案件の経過については、議案第2号4番でご説明したとおりであります。申請地に農家住宅、駐車場用地を設けるものであります。工事期間は、許可の日から8ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（30年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、⑤行政庁の免許、許可等の処分は道路法24条の申請が承認されていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に3番ですが、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。譲受人の住んでいるアパートは狭く、将来、子供ができたとき生活するのが不便であるため、妻の実家近くに自己住宅、駐車場、通路用地を設けるものであります。工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確

実性は、⑤行政庁の免許、許可等の処分は道路法 24 条の申請が承認されていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は以上です。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告をお願いします。番号 1 番について、担当委員挙手願います。12 番中和田吉彦委員お願いします。

12 番 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番案件についてご報告を申し上げます。申請人、申請地については議案書記載のとおりであります。去る 12 月 5 日に 11 番委員、1 番委員、地区担当の推進委員、事務局 2 名と共に現地調査を行いましたので調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。転用後の用途は事務所、焼却炉、休憩室、倉庫、駐車場、資材置場用地になります。権利の設定内容は使用賃借権（20 年間）になります。工事期間は許可の日から 3 ヶ月になります。転用後の許可基準第 1 号の立地基準について、第 1 種農地となります。この案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画で代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難であると判断いたしました。以上のことから立地基準は満たしていると判断いたしました。したがって許可基準第 2 号については非該当となります。続いて許可基準第 4 号は議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて番号 2 番について、担当委員挙手願います。2 番佐畑幸一委員お願いします。

2 番 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての 2 番案件についてご報告申し上げます。去る 12 月 6 日に 1 番委員、3 番委員、地区担当の推進委員、事務局 2 名と共に現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。許可基準第 1 号の立地基準について第 1 種農地であります。しかし、この案件につきましては不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。したがって許可基準第 2 号は非該当です。以上のこ

とから立地基準は満たしており、妥当と判断いたしました。続いて許可基準第4号は議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査において「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて番号3番について、担当委員举手願います。3番伊東登委員をお願いします。

3 番 3番案件について、去る12月6日に1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人、申請地等について、議案書記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は第一種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。したがって、許可基準第2号は非該当です。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当であると判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関して許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第4号現況確認証明申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。13番目黒正一委員をお願いします。

13番 議案第4号現況確認証明申請について1番案件から3番案件についてご報告いたします。去る12月5日に11番委員、12番委員、事務局2名、地区担当の推進委員と共に、現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。まず1番案件について枝番号1番から枝番号4番まですべて申請地目とおり原野と判断いたしました。続きまして2番案件について申請地目の原野から山林と判断いたしました。続きまして3番案件について枝番1番から枝番7番まですべて申請地目とおり原野と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断

について、を議題といたします。本件に関し、番号１番から番号１３番までの１３件について、相馬市農業委員会会議規則第８条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第５号農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査をいただくにあたり、事務局より、ご説明申し上げます。農地法第３０条第１項に基づき、農業委員会が毎年夏頃に実施している農地の利用状況調査にて、再生利用が困難な農地、いわゆるＢ分類として判断された農地について、「農地」に該当するか否かの判断についてご審議いただくものです。また、今回の非農地判断の調査についての補足説明ですが、通常であれば、現地調査にて、調査担当委員に農地・非農地の判断をしていただいているところですが、今回上程されております農地について、山林に囲まれ、車での通行が困難な立地にあり、現地調査の日程も限られていたということもあったため、事務局が事前に現地撮影した写真を用い、航空写真と併せて、調査担当委員に非農地判断の調査を行っていただいたところでございましたので、ご了承いただければと思います。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。説明は以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員举手願います。３番伊東登委員お願いします。

３ 番 議案第５号 農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る１２月６日に１番委員、２番委員と共に、航空写真及び現地写真を元に非農地判断調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。番号１番から番号３番については、非農地で、「山林」と判断しました。番号４番

から番号１０番については、非農地で、「原野」と判断をしました。
番号１１番から１３番については、非農地で、「山林」と判断しました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第５号農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり非農地と判断することに決せられました。次に、議案第６号令和５年度第７号農用地利用集積計画について、を議題といたします。議案第６号中、番号１番から番号７番については１１番武島竜太委員が農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定による議事参与の制限に該当することから、議案第６号中、番号１番から７番を抽出し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。１１番武島竜太委員は暫時の間、退場願います。議案第６号、番号１番から７番までの７件について、相馬市農業委員会会議規則第８条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より

説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和5年度第7号農用地利用集積計画について、番号1番から7番までについて事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、新規の利用権設定の内訳については、4番は相対契約満了からの契約となり、7番は耕作者変更に伴う契約となります。その他は、いずれも利用権の再設定（契約の更新）であります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、すべて満たしております。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意すること、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号番号1番から番号7番、令和5年度第7号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。11番武島竜太委員の入場を認めます。11番武島竜太委員にご報告いたします。議案第6号番号1番から7番については同意することに決せられました。次に議案第6号中、番号8番については6番坂本雄司委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、議案第6号中、番号8番を抽出し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 異議なしと認めます。6 番坂本雄司委員は暫時の間、退場願います。事務局より説明を求めます。

事務局 続きまして番号 8 番について事務局よりご説明いたします。
権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、新規の利用権設定の内訳については、耕作者変更に伴う新たな契約になります。旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定による要件につきましては、すべて満たしております。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号番号 8 番令和 5 年度第 7 号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。6 番坂本雄司委員の入場を認めます。6 番坂本雄司委員にご報告いたします。議案第 6 号令和 5 年度第 7 号農用地利用集積計画番号 8 番については同意することに決せられました。次に、残りの案件を議題といたします。番号 9 番から番号 25 番までの 17 件について相馬市農業委員会会議規則第 8 条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 続きまして番号９番から番号２５番までについて事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、新規の利用権設定の内訳についてですが１６番、１７番、２０番、２１番、２３番、２４番につきましては耕作者変更に伴う新たな契約、１８番、１９番、２２番は相対契約満了に伴う契約、その他は、いずれも利用権の再設定（契約の更新）があります。旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第６号令和５年度第７号農用地利用集積計画番号９番から番号２５番については、同意することに決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 異議なしと認めます。以上をもちまして、第３０回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会	会 長	前 川 正 人
----------	-----	---------

議事録署名委員	10番	佐 藤 雄 一
---------	-----	---------

議事録署名委員	11番	武 島 竜 太
---------	-----	---------